

(案)

資料 1-2

各大臣所管法人共通指摘事項

平成 27 年 11 月 17 日

独立行政法人評価制度委員会

I. 各大臣所管法人共通

第1 独立行政法人の統合効果の発揮の最大化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「改革方針」という。）においては、国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を強化し、適切なガバナンスを構築していく観点から類似業務を実施等している法人を統合することとされたところ、このうち多数の法人は、平成27年度に中（長）期目標期間が終了することとなる。

法人を統合する場合においては、改革方針で示された考え方に沿って、適切な時間軸の下で、法人の政策実施機能の最大化、業務の質と効率性の向上という統合効果が最大限発揮されるよう、以下のような措置を講ずるものとする。

- ① 統合法人の業務を効率的に実施する観点から、類似又は互いに密接に関連する事業部門の統合・再編を行う。
- ② 統合定着後における組織・経費の合理化の効果の発揮に向け、間接部門の共通化、効率化などの取組を着実に進める。
- ③ 事業部門間での業務執行を統合的に担当する役員の設置、法人の長の権限の下での予算・人員等の資源配分の実施など、統合法人における一体的なマネジメントが確実に行われるような体制を構築する。
- ④ 特に研究開発業務については、研究内容の特性を踏まえつつも、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、
 - ・ 研究部門や研究ユニットの機動的な再編、研究員等の柔軟な配置、
 - ・ ICTやテレビ会議を活用した日常的な研究情報の交換、
 - ・ 研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用の活性化などの新たな研究課題への適応、研究開発成果の最大化に向けた取組を行う。

第2 国の政策における位置づけの明確化

独立行政法人は国の政策の実施機関であることを踏まえ、法人の業務は、国の政策上の目的を効果的かつ効率的に実現する観点から実施される必要があるとともに、社会経済情勢が変化する中においては、国の政策の方向性の変化に適時・確実に対応して重点化・効率化が図られなければならない。

また、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下におけるPDCAサイクルを十分に機能させるという独立行政法人改革の趣旨に照らしても、法人の業務は主務大臣の政策と整合的に実施される必要がある。

- こうした基本的な考え方の下、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定。以下「目標策定指針」という。）等に沿って、
- ① 国の政策の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを目標において明らかにするとともに、法人の業務及び組織の見直しは当該国の政策の方向性に沿って行う、
 - ② 当該国の政策目的を実現するためにどのような成果を達成すべきなのかを目標において明らかにした上で、当該成果を的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定する、
 - ③ 国の政策との関係については、法人を所管する主務大臣の政策のみならず、当該政策と関連する他の大臣の政策も含めて国の政策全体の中で整合的に整理するとともに、法人の位置づけにおいては民間部門や関連する他の法人との役割分担を明確化し、必要な連携を図るといった措置を講ずるものとする。

第3 政策目標の明確化

目標策定指針においては、主務大臣は、法人に対し、国の政策体系に位置づけられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、目標において具体的かつ明確に記載することとされている。

る。また、法人の達成すべき目標は、法人のミッションに基づいて、アウトプット（法人の直接的な活動の成果）のみならず、できる限りアウトカム（法人の直接的な活動が国民生活や社会経済に及ぼす影響や効果）に着目して定めることとされている。

上記を踏まえ、法人の業務及び組織の見直しにおいては、国の政策の方向性に沿って行うことはもとより、法人のミッションの実現、アウトプットのみならずアウトカムの達成に向けて、業務の廃止・縮小・重点化、予算や人員の的確な投入などの選択と集中を行うとともに、アウトカムが的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定するものとする。

国立研究開発法人についても、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、当該法人のミッションの実現、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の達成に向け、可能な限り、工程表の活用などにより、研究成果の達成水準・達成時期を段階的に明確化していくとともに、アウトカムの寄与・実現への貢献を的確に測定できるような具体的かつ明確な目標を設定するものとする。

第4 組織運営・ガバナンスの適正化

1 独立行政法人改革は、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることを目的とするものである。

目標策定指針や既往の通知、当委員会の意見では、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段として、内部統制システムの充実・強化が挙げられているところであり、法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを十分に機能させる観点からも、目標策定指針等に沿って、内部統制システムの整備に関する事項を確実に目標等に定めるものとする。

加えて、各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 不祥事案が発生した法人にあっては、再発防止策を講じるのみならず、内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリング
などの具体的な取組を、法人内電子掲示板システム、テレビ会議システム、文書管理・決裁の電子化といった形で情報伝達・共有の手段としてICT技術を活用するなどにより、法人の長のリーダーシップの下、日常的に進めていくものとする。

2 法人の組織・業務運営や、法人への信頼性確保においては、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、情報セキュリティを適切に行うことが重要であるところ、特に個人情報保護、情報セキュリティについては、本年9月の「サイバーセキュリティ戦略」の改定などを踏まえ、法人の保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化などに取り組むものとする。

3 法人の組織・人事管理についても、効率的・効果的な業務運営がなされるよう、法人のミッション、アウトカムの達成の観点から具体的かつ明確な目標を設定し、法人の長がリーダーシップを発揮してこれに当たる必要がある。その際、

- ① 先進的な研究分野など、外部の専門的知見が特に求められる分野については、外部人材の招へいや人事交流の計画的・積極的实施
- ② 研究開発にあっては、法人と大学等の技術シーズの円滑な橋渡しに資するよう、クロスアポイントメント制度の導入

などを行いつつ、法人のミッション、アウトカムと整合的な人材育成・登用方針を明確化して

いくものとする。

第5 財務内容の改善

○ 独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な業務運営を行い、法人の政策実施機能の最大化を図るためには、財務内容の改善・適正化が必要である。

このため、法人の財政規律、調達の合理化等に関し、改革方針をはじめとする既往の政府決定に基づく取組を着実に実施するほか、以下のような措置を講ずることとされたい。

- ① 業務及び組織の見直しを通じた事務・事業の運営の合理化・適正化・効率化や、管理会計の手法の活用による個々の業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化する。特に、運営費交付金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、適切かつ効率的に使用することに努める。
- ② 繰越欠損金については、収益改善、経費節減、債権管理・回収の厳格化等に留意した欠損金解消のための計画を策定するほか、これらによる欠損金解消の見込みがない場合には、業務内容や欠損金の性質に留意しつつ、当該業務を廃止した上で一定年限を区切って確実に清算するなど、欠損金の計画的かつ着実な処理に努める。また、今後の欠損金の発生防止のため、財務基盤の改善に努める。
- ③ 法人の経営の自律性を向上させるとともに、国の歳出への依存度を低下させる観点から、適切な受益者負担の要求、法人トップの主導による戦略的な広告・宣伝活動、保有施設の一般利用への開放などの自己収入の増加に向けた措置を具体化するとともに、遊休施設がある場合には売却、他用途への転用など保有資産の有効活用に取り組む。
- ④ 出融資業務について、事前に出融資の適否についてリスク分析を行う部門・担当者を設けるなど、財務マネジメントを充実する。
- ⑤ 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、業務内容が類似する法人間における共同調達の実施や、地域的に近接する法人間における間接業務の共同実施などを進める。併せて、シェアードサービスを活用する観点に留意しつつ、財務・会計・情報システム等の法人運営に共通的な事項に係る研修の共同実施によるノウハウの共有化や、各法人で構築しているテレビ会議などのシステムを法人間で利用できる仕組みの導入等法人運営に係るシステムの共有化についても進めていく。

法人別個別指摘事項(ポイント)

平成 27 年 11 月 17 日

独立行政法人評価制度委員会

平成 27 年度の見直し対象法人(36 法人)

所管府省	独立行政法人		所管府省	独立行政法人	
農林水産省	独立行政法人家畜改良センター	28 年 4 月 統合	国土交通省	独立行政法人航海訓練所	28 年 4 月 統合
	独立行政法人種苗管理センター			独立行政法人海技教育機構	
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構			独立行政法人航空大学校	
	国立研究開発法人農業生物資源研究所			独立行政法人交通安全環境研究所	28 年 4 月 統合
	国立研究開発法人農業環境技術研究所	自動車検査独立行政法人			
	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	28 年 4 月 統合	文部科学省	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	
	国立研究開発法人森林総合研究所			独立行政法人大学入試センター	
	独立行政法人水産大学校			独立行政法人国立青少年教育振興機構	
国立研究開発法人水産総合研究センター		独立行政法人国立女性教育会館			
経済産業省	独立行政法人経済産業研究所			独立行政法人国立科学博物館	
	独立行政法人工業所有権情報・研修館			国立研究開発法人物質・材料研究機構	
環境省	国立研究開発法人国立環境研究所			国立研究開発法人防災科学技術研究所	
総務省	国立研究開発法人情報通信研究機構			国立研究開発法人放射線医学総合研究所	
財務省	独立行政法人酒類総合研究所			独立行政法人国立美術館	
国土交通省	国立研究開発法人土木研究所	28 年 4 月 統合		独立行政法人国立文化財機構	
	国立研究開発法人建築研究所		独立行政法人教員研修センター		
	国立研究開発法人海上技術安全研究所		厚生労働省	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	28 年 4 月 労働者健康福祉機構と統合
	国立研究開発法人港湾空港技術研究所				
	国立研究開発法人電子航法研究所				

(注)これらの独立行政法人のほか、国立大学法人(86 法人)・大学共同利用機関法人(4 法人)が含まれる。

独立行政法人家畜改良センター

【法人概要】

所管	農林水産省	主管課	生産局畜産部畜産振興課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	明 5 開拓使所管牧場として(後の新冠牧場)創設 → 昭 21.5 種馬所、種羊所、種鶏場等を種畜牧場に再編 → 平 2.10 農林水産省家畜改良センター → 平 13.4 独立行政法人家畜改良センター				
組織体制	本所(福島県西白河郡西郷村)、10 牧場・1 支場				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤2、非常勤2)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 757 人 非常勤職員数: 212 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 家畜及び家きんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。 ② 種畜、種きん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。等				



【意見のポイント】

1. 家畜改良業務については、中期目標において、①都道府県・民間との役割分担及び本法人が担う理由を明確化するとともに、②本法人で実施するとした業務については、国の政策目的達成のため定量的かつできる限りアウトカムに着目した目標を設定し実施するものとする。
2. 食肉評価手法の官能評価は、今後の輸出拡大先として最も期待される欧米人の味覚も意識した官能評価の実施など、輸出拡大の観点を踏まえ実施するものとする。
3. 家畜の改良増殖に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵等の配布価格は、生産コストと実際の配布価格の差異分析等を通じて、更なるコスト縮減に努めるものとする。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、
国立研究開発法人農業環境技術研究所、独立行政法人種苗管理センター

【法人概要：農業・食品産業技術総合研究機構】

所管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局研究調整課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	平 13.4 農業技術研究機構 → 平 15.10 農業・生物系特定産業技術研究機構(生物系特定産業技術研究推進機構と統合) → 平 18.4 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(農業工学研究所、食品総合研究所、農業者大学校と統合) → 平 27.4 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構				
組織体制	本部(茨城県つくば市)、支所 36 箇所				
役職員数	役員数： 理事長(1)、副理事長(1)、理事(常勤 10)、監事(常勤3) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 2,607 人 非常勤職員数： 1,632 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	<p>① 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。</p> <p>② 農業機械化促進法(昭和 28 年法律第 252 号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。</p>				
業務の範囲	<p>① 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。</p> <p>③ 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。</p> <p>④ 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。</p> <p>⑤ 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。</p> <p>⑥ 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。等</p>				

【法人概要：農業生物資源研究所】

所管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局研究調整課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	大 3.4 農商務省蚕業試験場 → 大 14.4 農林省蚕系試験場 → (中略) → 昭 58.12 農林水産省農業生物資源研究所 → 平 13.4 独立行政法人農業生物資源研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人農業生物資源研究所				
組織体制	本部(茨城県つくば市)				
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 343 人 非常勤職員数： 414 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> ① 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。 ② 昆虫その他の無脊椎動物(みつばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと(③に掲げるものを除く。) ③ 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。 ④ 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。 ⑤ 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。 等 				

【法人概要：農業環境技術研究所】

所管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局研究調整課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 25.4 農林省農業技術研究所 → 昭 53.7 農林水産省農業技術研究所 → (再編) → 昭 58.12 農林水産省農業環境技術研究所 → 平 13.4 独立行政法人農業環境技術研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人農業環境技術研究所				
組織体制	本部(茨城県つくば市)				
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 162 人 非常勤職員数： 182 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> ① 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。 ② ①の業務に附帯する業務を行うこと。 				

【法人概要：種苗管理センター】

所管	農林水産省	主管課	食料産業局知的財産課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	① 昭 22.4 農林省茶原種農場、② 昭 22.7 農林省馬鈴薯原原種農場(北海道中央ほか)、③ 昭 24.5 農林省種苗検査室、④ 昭 39.7 農林省馬鈴薯原原種農場(雲仙)、⑤ 昭 40.10 農林省さとうきび原原種農場(鹿児島)、⑥ 昭 53.7 農林水産省さとうきび原原種農場(沖縄) 再編統合①～⑥ → 昭 61.12 農林水産省種苗管理センター → 平 13.4 独立行政法人種苗管理センター				
組織体制	本部(茨城県つくば市)、支所 11 箇所				
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 293 人 非常勤職員数： 98 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。 ② 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。 ③ ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。 等				



【意見のポイント】

- 「攻めの農林水産業」など国の政策を踏まえたアウトカム目標の策定とその達成時期を明確化し、統合法人一体として研究ロードマップを作成すべき。研究開発成果の最大化の観点から、研究評価体制を再編し一体的に運用し、必要に応じ研究開発の継続そのものに関する助言・指導を行う研究マネジメント体制を構築するものとする。
- 統合に伴う研究体制等(研究部門の再編、ユニットの機動的再編、研究員の柔軟な配置等)の見直しを実施するものとする。
- 民間研究促進業務について、繰越欠損金の解消に向けた解消計画の作成、事業化が進まない原因等の把握と事後研究の促進等販売に結び付き取り組みについて重点的に指導・助言を行うものとする。
- 農業生物資源ジーンバンクは、政府の育種目標に応じた収集や野生種が日本に存在する戦略的にも重要な遺伝資源の収集とともに、今後は、6次産業化の推進など農林水産政策の実現という観点も取り入れた収集を行うものとする。
- 種苗管理センターの業務は、農林水産行政の実施機関としてできる限り定量的なアウトプットに着目した目標を定め、できる限りアウトカムに着目した目標を定めるものとする。

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

【法人概要】

所管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局研究調整課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 45.6 農林省熱帯農業研究センター → 昭 53.7 農林水産省熱帯農業研究センター → 平 5.10 農林水産省国際農林水産業研究センター → 平 13.4 独立行政法人国際農林水産業研究センター → (平 20.4 独立行政法人緑資源機構より一部業務承継) → 平 27.4 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター				
組織体制	本所(茨城県つくば市)、熱帯・島嶼研究拠点(沖縄県石垣市)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 171人 非常勤職員数: 146人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	① 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。 ② ①の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供を行うこと。等				



【意見のポイント】

1. 諸外国における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、技術の向上に寄与することを目的としているが、我が国の国益(食料安全保障)に寄与する観点を持った中長期目標を策定するものとする。
2. 農業系統合法人と連携強化を通じ、研究開発を推進していく上で必要となる技術や能力等及び研究シーズの相互利用を可能とする仕組みを両法人間で構築するとともに、海外における研究成果のうち、国内の生産者・企業等が活用できる技術シーズ等が得られた場合には、実用化を担う統合法人等と連携し、早期に国内外における事業化等に繋げるものとする。

国立研究開発法人森林総合研究所

【法人概要】

所管	農林水産省	主管課	林野庁研究指導課、計画課、整備課、農村振興局農村整備官	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	明 38 農商務省山林局林業試験所として発足 → 昭 22 農林省林野局林業試験場に改編 → 昭 63 森林総合研究所に改編・名称変更 → 平 13.4 独立行政法人森林総合研究所 → (平 19.4 独立行政法人林木育種センターと統合) → (平 20.4 独立行政法人緑資源機構から一部業務承継) → 平 27.4 国立研究開発法人森林総合研究所(森林保険業務移管)				
組織体制	本所(茨城県つくば市)、林木育種センター、森林バイオ研究センター、支所(6)、育種場(4)、森林保険センター、森林整備センター、整備局(6)、水源林整備事務所(32)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤5)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 1,091 人 非常勤職員数: 381 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。 森林保険を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。				
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none">① 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。② 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。③ 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。④ 森林保険を行うこと。⑤ 旧独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業を行うこと。また、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理業務を行うこと。				



【意見のポイント】

1. 研究開発業務について、一定の事業のまとまりごとに、①具体的かつ明確なアウトカムと関連させた目標を策定し、②当該目標の達成水準及び達成時期を明示するものとする。
2. 目標に関連した評価軸の策定に当たっては、アウトプット指標に加え、国の政策に対する貢献に係る定性的・定量的観点を踏まえた指標を提示するとともに、当該指標を評価に活用するものとする。
3. 水源林造成事業について、期間内に達成すべき財投借入金の償還目標を明示するとともに、研究所においては、①中長期の財投借入金の償還計画を公表し、②当年度における償還計画と実績の対比等の情報の分析等を含めた検証を行い評価を実施するものとする。③その際、債務返済に関する見通しについて、最新の木材価格や金利情勢などの経済動向や、国費等の収入を一定の前提条件とした試算と実績の検証等を公表するものとする。
4. 森林保険業務について、①保険加入率増加に向けた取組に関する定量的目標を明記し加入促進を図ること、②保険金支払の迅速化に向けた取組に関する定量的目標を明記すること、③業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とするものとする。

独立行政法人水産大学校、 国立研究開発法人水産総合研究センター

【法人概要:水産大学校】

所管	農林水産省	主管課	水産庁増殖推進部研究指導課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 21.5 農林省水産講習所下関分所 → 昭 38.1 農林省水産庁水産大学校 → 平 13.4 独立行政法人水産大学校				
組織体制	本校(山口県下関市)、小野臨湖実験実習場(山口県宇部市)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 172 人 非常勤職員数: 31 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うこと。 ② ①の業務に附帯する業務を行うこと。				

【法人概要:水産総合研究センター】

所管	農林水産省	主管課	水産庁増殖推進部研究指導課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 4.3 農林省水産試験所 → 昭 53.7 農林水産省水産庁水産研究所 → (昭 54.3 農林水産省水産庁養殖研究所、水産工学研究所設立) → 平 13.4 独立行政法人水産総合研究センター → (平 15.10 認可法人海洋水産資源開発センター、社団法人日本栽培漁業協会と統合) → (平 18.4 独立行政法人さけ・ます資源管理センターと統合) → 平 27.4 国立研究開発法人水産総合研究センター				
組織体制	本所(神奈川県横浜市)、支所(9研究所、1センター)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤5)、監事(常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 930 人 非常勤職員数: 663 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	① 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。 ② 海洋水産資源開発促進法(昭和 46 年法律第 60 号)第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的とする。				
業務の範囲	上記目的の①を達成するため、次の業務を行う。 (1) 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。 (2) 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。 (3) 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。 (4) さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。等				



【意見のポイント】

1. 統合による新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し研究開発成果の最大化に資する観点から、①研究課題等に適応した部門の再編、機動的な研究ユニットの再編、柔軟な研究員等の配置、②ICTを活用した日常的な研究情報の交換等、③管理部門の合理化、④保有資産の有効活用、⑤効果的な広報などについて検討するものとする。
2. 研究開発成果の最大化という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、具体的な達成水準や達成時期を明確にし、できる限り国や社会に対する効果（アウトカム）の観点を十分踏まえた目標を定めるものとする。その際、研究ロードマップの活用を図るものとする。
3. 水産業の現場への貢献を意識した講座等の再編など教育内容の充実を進めるものとする。また、学生に最先端の研究開発の現場を体験させるなど、教育の高度化に資する取組を検討するものとする。
4. 日本近海の公海における水産資源の状況に関する科学的根拠に基づいた調査の実施等による我が国政府の取組に対する貢献（アウトカム）について、次期中長期目標に設定するものとする。

独立行政法人経済産業研究所

【法人概要】

所管	経済産業省	主管課	経済産業政策局経済社会政策室	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 62.7 通商産業研究所 → 平 13.4 独立行政法人経済産業研究所				
組織体制	本所(東京都千代田区)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 47人 非常勤職員数: 35人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。				
業務の範囲	① 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。 ② ①に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 ③ 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。等				



【意見のポイント】

1. 本法人が実施する研究は、技術開発と異なり早期に研究成果の最大化が求められる性質であることから、限られた研究リソースを適時・適切に配分することで研究業務の重点化を図るとともに研究マネジメント体制を充実させるものとする。
2. 適切なプロジェクト管理の実施を可能とするため、プロジェクトごとに研究計画で記載したロードマップの進捗状況を踏まえた運営費交付金予算の配分の見直しを行う等、管理会計の手法を活用したプロジェクトごとの予算管理体制を構築するものとする。
3. 経済産業政策への寄与度を高めるとともに、本法人が持つ強みを活用した研究に重点的な資源配分を行い、民間研究機関との差別化を明確にしていくものとする。

独立行政法人工業所有権情報・研修館

【法人概要】

所管	経済産業省	主管課	特許庁総務部総務課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	明 17.6 農商務省工務局内商標登録所図書係 → 明 20.12 農商務省特許局庶務部内 図書館・陳列所 → 昭 27.8 万国工業所有権資料館 → 平 9.4 工業所有権総合情報館 → 平 13.4 独立行政法人工業所有権総合情報館 → 平 16.10 独立行政法人工業所有権情報・研修館				
組織体制	本部(東京都千代田区)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 84人 非常勤職員数: 54人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。 ② 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。 ③ 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。等				



【意見のポイント】

1. 世界最速・最高品質の特許審査の実現に向けた人材育成業務の見直し。
 - ・ 研修内容を見直し、「世界最速・最高品質」の審査の実現に真に必要な研修に重点化するものとする。
2. 知的財産権の取得・活用に掛かる相談支援の強化。
 - ・ 中小企業庁(よろず支援拠点)、中小企業基盤整備機構(中小企業海外展開ワンストップ窓口)と連携強化するものとする。
3. 特許情報プラットフォームに関する体制整備。
 - ・ 情報セキュリティ対策等に精通した人材を外部から登用し、プロパー常勤職員の情報システムに関する能力の計画的な育成を進めていくものとする。

国立研究開発法人国立環境研究所

【法人概要】

所管	環境省	主管課	総合環境政策局総務課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 49.3 環境庁国立公害研究所 → 平 2.7 環境庁国立環境研究所 → 平 13.1 環境省国立環境研究所 → 平 13.4 独立行政法人国立環境研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人国立環境研究所				
組織体制	本所(茨城県つくば市)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 269 人 非常勤職員数: 619 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究を行うこと。 ② 環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うこと。等				



【意見のポイント】

- 「課題解決型研究プログラム」を導入し、「研究開発成果の最大化」を目指すため、以下を実施することにより、適切な目標設定と研究マネジメントを強化していくものとする。
 - ・研究開発の方向性を中長期目標に明記
 - ・「一定の事業のまとまり」ごとに目標を策定
 - ・国の政策を踏まえアウトカムと関連させた目標の策定
 - ・目標の達成時期達成水準の明確化
- 国立環境研究所福島支部の設置について
 - ・支部の役割の明確化、研究管理体制及び内部統制体制を整備するものとする。

国立研究開発法人情報通信研究機構

【法人概要】

所管	総務省	主管課	情報通信国際戦略局技術政策課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	① 昭 27.8 郵政省電波研究所 → 昭 63.4 郵政省通信総合研究所 → 平 13.1 総務省通信総合研究所 → 平 13.4 独立行政法人通信総合研究所 ② 昭 54.8 通信・放送衛星機構 → 平 4.10 通信・放送機構 統合①② → 平 16.4 独立行政法人情報通信研究機構 → 平 27.4 国立研究開発法人情報通信研究機構				
組織体制	本部(東京都小金井市)、研究所(3ヶ所)、センター(6ヶ所)、電波送信所(2ヶ所)、海外連携センター(3ヶ所)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤5)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 404 人 非常勤職員数: 583 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。				
業務の範囲	① 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。 ② 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものを行うこと。 等				



【意見のポイント】

1. 「一定の事業等のまとめり」を適切に定め、その単位を基本としてアウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標を設定し、研究内容を適切に評価できる評価軸を設定する仕組みを構築するとともに、目標の達成に向けた適切な研究マネジメント体制を構築するべき。
2. テストベッド研究開発については、ハイレベルな研究開発を行うためのテストベッドが構築できているか、その利用により有益な技術実証・社会実証につながっているかといった観点から適切な評価軸を設定するべき。
3. 独立行政法人会計基準の改訂を踏まえ、これまで以上のコスト意識を持って、繰越欠損金の解消や受託者からの収益納付・売上納付に向けた取組を引き続き行うべき。
4. 本法人の研究成果の最大化の観点を十分踏まえ、海外連携センターに関する目標を定めるべき。
5. リサーチ・アドミニストレーターのような専門人材を強化する必要があるか等を検討し、研究開発成果の最大化を目的とした支援体制の改善を行うべき。

独立行政法人酒類総合研究所

【法人概要】

所管	財務省	主管課	国税庁課税部酒税課・鑑定企画官	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	明 37.5 大蔵省醸造試験所 → 昭 18.11 大蔵省主税局醸造技術課 → 昭 20.3 大蔵省主税局醸造試験所 → 昭 24.6 国税庁酒税課醸造試験所 → 昭 34.4 国税庁醸造試験所 → 平 7.7 国税庁醸造研究所 → 平 13.4 独立行政法人酒類総合研究所				
組織体制	本所(広島県東広島市)				
役員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 43人 非常勤職員数: 35人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。				
業務の範囲	① 酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)を行うこと。 ② 酒類の品質に関する評価を行うこと。 ③ 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。 ④ 上記①から③に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。 ⑤ 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 ⑥ 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。 ⑦ 上記①から⑥の業務に附帯する業務を行うこと。				



【意見のポイント】

1. 法人内外から研究ニーズをくみ上げ、研究成果の最大化に向けた中期目標を策定すべき。
2. 東京事務所が広島事務所内へ移転したことに伴い、
 - ① 政策の効果がどう表れたか
 - ② 内部統制の機能強化やコスト削減の効果がどう表れたかについて検証し、組織の合理化及び業務の効率化を実施すべき。
3. 鑑評会や講習は本法人が行う目的や必要性を明確にした上で適切な目標を設定すべき。

国立研究開発法人土木研究所

【法人概要】

所管	国土交通省	主管課	大臣官房技術調査課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	大 10.5 内務省土木局道路材料試験場設立 → 平 13.1 国土交通省土木研究所 → 平 13.4 独立行政法人土木研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人土木研究所				
組織体制	総務部、企画部、つくば中央研究所、水災害・リスクマネジメント国際センター、構造物メンテナンス研究センター、先端材料資源研究センター(茨城県つくば市)、寒地土木研究所(北海道札幌市) 等				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 449 人 非常勤職員数: 145 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資すること。				
業務の範囲	① 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。 ② 土木技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。				



【意見のポイント】

1. 研究開発の実績についての適切な評価を行うため、
 - ① 「一定の事業等のまとめ」を適切に定め、アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標設定
 - ② 研究内容について不断の見直し・重点化
 - ③ 適切な評価軸の設定
 - ④ 適切な研究マネジメント体制の構築を行うべき。
2. 国立研究開発法人としてのミッションを明確にし、研究成果が国においてどのように利活用されることを目指すのか明記すべき。
3. 寒地土木研究所の研究成果を国土全体で活用するために組織体制・運用を見直し、寒地土木研究所に係る土木研のミッションを明らかにすべき。

国立研究開発法人建築研究所

【法人概要】

所管	国土交通省	主管課	大臣官房技術調査課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 17.12 大蔵省大臣官房営繕課建築研究室設立 → 平 13.1 国土交通省建築研究所 → 平 13.4 独立行政法人建築研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人建築研究所				
組織体制	本部(茨城県つくば市)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 82人 非常勤職員数: 64人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資する。				
業務の範囲	① 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究開発を行うこと。 ② 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及を行うこと ③ 地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修を行うこと。				



【意見のポイント】

1. 研究開発の実績についての適切な評価を行うため、
 - ① 「一定の事業等のまとめ」を適切に定め、アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標設定
 - ② 研究内容について不断の見直し・重点化
 - ③ 適切な評価軸の設定
 - ④ 適切な研究マネジメント体制の構築を行うべき。
2. 国立研究開発法人としてのミッションを明確にし、研究成果が国においてどのように利活用されることを目指すのか明記すべき。

国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所

【法人概要：海上技術安全研究所】

所管	国土交通省	主管課	海事局海洋・環境政策課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	大 5.7 逋信省管船局船用品検査所 →平 13.1 国土交通省船舶技術研究所 →平 13.4 独立行政法人海上技術安全研究所 →平 27.4 国立研究開発法人海上技術安全研究所				
組織体制	本部(東京都三鷹市)				
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 218 人 非常勤職員数： 104 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資すること。				
業務の範囲	① 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うこと。 ② ①に掲げる業務に係る成果を普及すること。 等				

【法人概要：港湾空港技術研究所】

所管	国土交通省	主管課	港湾局技術企画課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 21.5 鉄道技術研究所第7部港湾研究室 → 平 13.1 国土交通省港湾技術研究所 → 平 13.4 独立行政法人港湾空港技術研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人港湾空港技術研究所				
組織体制	本部(神奈川県横須賀市)				
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 100 人 非常勤職員数： 24 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ること。				
業務の範囲	港湾の整備、利用及び保全に関する事、航路の整備及び保全に関する事等に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発を行うこと。 等				

【法人概要：電子航法研究所】

所管	国土交通省	主管課	航空局交通管制部管制技術課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 36.4 運輸省運輸技術研究所電子航法研究室 → 平 13.1 国土交通省電子航法研究所 → 平 13.4 独立行政法人電子航法研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人電子航法研究所				
組織体制	本所(東京都調布市)、岩沼分室(宮城県岩沼市)				
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 62人 非常勤職員数： 43人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ること。				
業務の範囲	① 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。 ② ①に掲げる業務に係る成果を普及すること。等				



【意見のポイント】

1. 統合法人における研究開発の成果の最大化を達成するため、
 - ① 研究企画部門の機能強化
 - ② 突発的な事故や災害への対応等における理事長等の権限と責任による予算や人員等研究資源の適切な配分を可能とする仕組みの方向性について早急に検討した上で、統合法人のミッションを、具体的な統合効果の例示とともに明らかにすべき。
2. 研究開発の実績についての適切な評価を行うため、
 - ① 「一定の事業等のまとめり」を適切に定め、アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標設定
 - ② 研究内容について不断の見直し・重点化
 - ③ 適切な評価軸の設定
 - ④ 適切な研究マネジメント体制の構築を行うべき。
3. 国立研究開発法人としてのミッションを明確にし、研究成果が国においてどのように利活用されることを目指すのか明記すべき。

独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航海訓練所

【法人概要：海技教育機構】

所管	国土交通省	主管課	海事局海技課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	① 昭 20.4 海技専門学院 → 昭 36.4 運輸省海技大学校 → 平 13.1 国土交通省海技大学校 → 平 13.4 独立行政法人海技大学校 ② 昭 14.7 逋信省海員養成所 → 昭 18.11 運輸逋信省海員養成所 → 昭 20.5 運輸省海員養成所 → 昭 27.8 運輸省海員学校 → 平 13.1 国土交通省海員学校 → 平 13.4 独立行政法人海員学校 統合①② → 平 18.4 独立行政法人海技教育機構 → 平 28.4 独立行政法人航海訓練所と統合予定				
組織体制	本部(静岡県静岡市)、海上技術学校:4校(小樽、館山、唐津、口之津)、海上技術短期大学校:3校(宮古、清水、波方)、海技大学校:1校(芦屋)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 197人 非常勤職員数: 108人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること。 ② 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行うこと。 ③ ①及び②の業務に附帯する業務を行うこと。 ④ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。				

【法人概要：航海訓練所】

所管	国土交通省	主管課	海事局海技課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭和 18.4 逋信省航海訓練所 → 昭 18.11 運輸逋信省航海訓練所 → 昭和 20.5 運輸省航海訓練所 → 平成 13.1 国土交通省航海訓練所 → 平 13.4 独立行政法人航海訓練所 → 平 28.4 独立行政法人海技教育機構と統合予定				
組織体制	本部(神奈川県横浜市)、神戸分室(兵庫県神戸市)、乗船事務室(東京都中央区)、練習船:5隻(日本丸、海王丸、大成丸、銀河丸、青雲丸)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 406人 非常勤職員数: 10人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させること。				
業務の範囲	① 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し、航海訓練を行うこと。 ② 航海訓練に関する研究を行うこと。 ③ ①及び②の業務に附帯する業務を行うこと。				



【意見のポイント】

1. 改革方針において、統合後は「船員養成の核」となるとされていることから、

- ① i) 座学・乗船実習カリキュラムの効果的運用による一貫教育、
ii) 施設・設備の一体的運用による教育訓練の充実
など教育内容の高度化に向けた措置
- ② 文部科学省系教育機関7校からの実習生受入れに関し、統合後も公平性確保を行うべき。

2. 船員供給源の一つである私立大学・水産高校等を所管する文部科学省との連携を図るべき。

3. 少子化が進む中、入学者募集のため、統合を契機として、新たな広報活動に関する体制・仕組みを構築すべき。

4. 海上技術学校(4校、中卒3年課程)における入学料・入学検定料の徴収開始の検討に当たっては、高い目的意識を持つ学生の増加・中退者の減少という効果につなげることができるように取り組むべき。

5. 海技大学校で実施されている船舶運航実務課程講習のうち、受講者数が少ないものについては、講習内容の見直し等適切な対応を行うべき。

6. 自己収入拡大を図るため、

- ① 統合を契機とした受託研究の範囲の拡大を踏まえた目標、
- ② 「乗船実習訓練負担金収入」の平成31年度以降の継続的な拡大計画の策定スケジュールを定めるべき。

独立行政法人航空大学校

【法人概要】

所管	国土交通省	主管課	航空局安全部運航安全課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 29.7 運輸省航空大学校設立 → 平 13.1 国土交通省航空大学校 → 平 13.4 独立行政法人航空大学校				
組織体制	本校(宮崎県宮崎市)、帯広分校(北海道帯広市)、仙台分校(宮城県岩沼市)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 98人 非常勤職員数: 23人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成すること。 ② ①の業務に附帯する業務を行うこと。				



【意見のポイント】

1. 質の高い操縦士の養成を行うことが本法人のミッションであるということをより明確化し、他の養成機関との差別化を図るべき。
2. 過去の訓練中の航空事故については、運輸安全委員会の勧告を踏まえて安全対策を実施してきたところ、次期中期目標の策定にあたり、
 - ① その安全対策は適切なものとなっているのか
 - ② 運輸安全委員会から指摘を受けた組織的な問題は改善されているのか等、安全管理に係る体制の不断の見直しを行うべき。
3. 航空会社への就職率など、操縦士養成の成果に係る具体的な目標を定めるべき。
4. 受益者負担の在り方について、既存の航空会社との意見交換の場を活用し、関係者間での情報交換に取り組むべき。

独立行政法人交通安全環境研究所、自動車検査独立行政法人

【法人概要：交通安全環境研究所】

所管	国土交通省	主管課	自動車局技術政策課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	大 5.7 通信省管船局船用品検査所 → 昭 2.11 通信省管船局船舶試験所 → 昭 20.5 運輸省船舶試験所 → 昭 25.4 運輸省運輸技術研究所 → 昭 38.4 運輸省船舶技術研究所 → 昭 45.7 運輸省交通安全公害研究所 → 平 13.1 国土交通省交通安全公害研究所 → 平 13.4 独立行政法人交通安全環境研究所 → 平 28.4 自動車検査独立行政法人と統合予定				
組織体制	本所(東京都調布市)、自動車試験場(埼玉県熊谷市)				
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 93 人 非常勤職員数： 64 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。				
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> ① 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと、並びにこれに掲げる業務に係る成果を普及すること。 ② 自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びにリコールの届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。 ③ 型式指定に当たり、自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。 				

【法人概要：自動車検査独立行政法人】

所管	国土交通省	主管課	自動車局整備課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	国(運輸支局及び自動車検査登録事務所) → 平 14.7 自動車検査独立行政法人 → 平 28.4 独立行政法人交通安全環境研究所と統合予定				
組織体制	本部(東京都新宿区)、中央実習センター(東京都八王子市)、地方機関：9検査部(北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州)、84 事務所(北海道6、東北8、関東 22、北陸信越5、中部 11、近畿9、中国5、四国3、九州 12、沖縄3)				
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤3、非常勤1)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 818 人 非常勤職員数： 261 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。				
業務の範囲	自動車が保安基準に適合するかどうかの審査(交通安全環境研究所が行う型式指定審査を除く。)を行うこと。				



【意見のポイント】

1. 統合目的である「設計から新車、使用の段階の業務を総合的に実施」するため、
 - ① 交通研の型式指定審査業務及びリコール技術検証業務と、車検独法の車検業務とを、一体的にマネジメントできる体制の整備
 - ② 現場レベルで緊密な連携・情報交換ができる仕組みの構築を行うべき。
2. 国から移管される自動車登録業務(登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務)について、
 - ① 事務・人員の移管スケジュール
 - ② 移管事務と既存事務(交通研及び車検独法の業務)の全体を、効果的・効率的に実施できる体制・仕組みを直ちに検討すべき。
3. 四谷本部の移転については、統合後の管理部門の合理化や経費削減の観点を考慮しつつ、交通研(調布市)の隣接法人の敷地等の利用も視野に入れ、次期中期目標期間中の早期に結論を出すべき。
4. 交通研の研究部門は、我が国技術の国際標準獲得や鉄道インフラの戦略的な海外展開等において重要な役割を担うこと、また、統合のシナジー効果を発揮できるよう革新的技術(自動車の自動走行システムなど)に対応した車検手法の開発も必要であることを踏まえ、
 - ① 「一定の事業等のまとめり」を適切に定め、アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標設定
 - ② 研究内容について不断の見直し・重点化
 - ③ 適切な評価軸の設定
 - ④ 適切な研究マネジメント体制の構築を行うべき。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

【法人概要】

所管	文部科学省	主管課	初等中等教育局特別支援教育課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 46.10 文部省国立特殊教育総合研究所 → 平 13.1 文部科学省国立特殊教育総合研究所 → 平 13.4 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 → 平 19.4 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所				
組織体制	本部(神奈川県横須賀市)				
役員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 69人 非常勤職員数: 24人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	特別支援教育に関する研究のうち、主として実地的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 特別支援教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行うこと。 ② 特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。 ③ ①の研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。 ④ 特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。等				



【意見のポイント】

1. 国の特別支援教育に関する政策・施策を達成するため、文部科学省及び本法人が連携を密にし、今後実施すべき研究体系を策定すべき。また、実施することとする個々の調査研究ごとに目指すべき成果、普及、活用について政策と関連付けた具体的な数値目標を設定し、経営層による適切なマネジメントのもと着実に実施すべき。
2. 研修の実施状況を踏まえた課題・改善点の整理、国の政策・施策に即応して求められるニーズの把握とともに、早急に、今後実施すべき研修体系を策定すべき。また、実施することとする個々の研修等について、目的に照らした成果をよりの確に評価できる指標への整理・見直し、達成すべき具体的な数値目標を設定し、着実に実施すべき。
3. 本法人の存在や活動内容等を多方面(一般の学校、民間企業、各種団体等)に周知し、理解・支援を得るための具体的な広報戦略を策定すべき。また、具体的な取組内容を明確化し、戦略的かつ具体的な数値目標を設定して着実に実施すべき。
4. 本法人が保有する体育施設について、障害者スポーツ(ブラインドサッカー、車椅子バスケットボール等)の実施の場など広く利用されるよう、各種団体への積極的な働きかけなどの具体的な方針を策定すべき。また、稼働率など具体的な目標値を設定し、経営層による適切なマネジメントのもと取組を推進すべき。

独立行政法人大学入試センター

【法人概要】

所管	文部科学省	主管課	高等教育局大学振興課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 51.5 国立大学入試改善調査施設 → 昭 52.5 大学入試センター → 平 13.4 独立行政法人大学入試センター				
組織体制	本部(東京都目黒区)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 91人 非常勤職員数: 28人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)における教育の振興に資することを目的とする。				
業務の範囲	① 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。 ② 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。 ③ 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。 ④ ①～③の業務に附帯する業務を行うこと。等				



【意見のポイント】

1. 文部科学省において、新テストの実施主体としての本法人の役割、形態、体制等の具体的な内容について、高大接続システム改革会議における「最終まとめ」の内容を踏まえ、可及的速やかに検討し明確化すべき。また、本法人において、新テストについて、開始までの間の具体的な工程(実施内容、時期等)を明確化し、着実に実施すべき。
2. 文部科学省において、新テストにおいて新たに導入することとする手法や、現行の大学入試センター試験におけるノウハウでは対応できないと考えられる課題等について、早急に体系的な整理を行い、本法人が行うべき調査研究について明確化すべき。また、実施することとする調査研究について可能な限り具体的な目標を設定し、経営層による適切なマネジメントのもと着実に実施すべき。
3. 大学に関する情報提供業務について、その必要性について検証し、本法人でなければ提供することができない業務がない場合、廃止すべき。引き続き行う場合は、情報提供の内容について明確化し、具体的な数値目標を設定し、着実に実施すべき。
4. 講師寄宿舎について、廃止も含めその必要性を厳格に検証すべき。また、検証の途中においても、維持管理費等に係る費用に見合う収入が得られるよう具体的な方針を早急に策定し、着実に実施すべき。

独立行政法人国立青少年教育振興機構

【法人概要】

所管	文部科学省	主管課	生涯学習政策局青少年教育課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	① 昭 40.4 オリンピック記念青少年総合センター(特殊法人) → 昭 55.5 国立オリンピック記念青少年総合センター → 平 13.4 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター ② 昭 34.4 国立中央青年の家(以降、順次国立青年の家設置(計 13)) → 平 13.4 独立行政法人国立青年の家 ③ 昭 50.10 国立室戸少年自然の家(以降、順次国立少年自然の家設置(計 14)) → 平 13.4 独立行政法人国立少年自然の家 統合①～③ → 平 18.4 独立行政法人国立青少年教育振興機構				
組織体制	本部(東京都渋谷区)、国立青少年交流の家 13ヶ所、国立青少年自然の家 14ヶ所				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤3、非常勤1)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 504 人 非常勤職員数: 208 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修のための施設を設置 ② ①の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。 ③ ①の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。等				



【意見のポイント】

1. 国の青少年の健全育成等に関する政策・施策を達成するため、文部科学省及び本法人が連携を密にし、今後実施すべき教育事業の体系を示すべき。また実施することとする個々の教育事業について、目的に照らした成果をよりの確に評価できる指標への整理・見直し、達成すべき具体的な数値目標を設定し、着実に実施すべき。
2. 本法人本部において、本法人の存在及び活動内容について、関係機関(青少年団体、企業、学校等)に周知し、理解を得るための具体的な広報戦略、手法等を検討し、それらに応じた具体的な数値目標を設定し、着実に実施すべき。また、地方 27 施設において、施設利用の促進のための具体的な取組内容を検討し、積極的に推進すべき。
3. 本法人本部において、試行的に実施してきた「新しい公共」型管理運営の成果及び課題を総括するとともに、今後、地方 27 施設それぞれが地域の青少年教育の拠点施設としての位置付けを確立していくための具体的な取組方を策定し、具体的な目標設定をした上で、法人全体として取組を着実に実施すべき。また、地方 27 施設それぞれが地域との連携を強化し、円滑に施設運営を行うことができるよう、本法人本部が積極的に関与し、支援、助言等を実施すべき。

独立行政法人国立女性教育会館

【法人概要】

所管	文部科学省	主管課	生涯学習政策局男女共同参画学習課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 52.7 国立婦人教育会館設置(文部省の附属機関) → 平 13.1 国立女性教育会館に改称 → 平 13.4 独立行政法人国立女性教育会館設立				
組織体制	本部(埼玉県比企郡嵐山町)				
役員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 23人 非常勤職員数: 15人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。				
業務の範囲	① 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。 ② ①の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。 ③ 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。 ④ 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。 等				



【意見のポイント】

1. 本法人が将来に向けて男女共同参画に係る国の政策の実施機関としての機能を果たすため、文部科学省は、第4次男女共同参画基本計画等の内容を踏まえ、同省として、本法人に具体的に何を行わせるのかということについて政策的・体系的に明確化すべき。また、文部科学省が明示する役割を踏まえ、民間企業出身の理事長のリーダーシップの下、理事長のマネジメント機能を十分に発揮させるため、以下の2及び3の取組を実施。
2. 国の政策目的達成のため、文部科学省が明示する役割を踏まえ、今後実施すべき調査研究を明記し、実施する個々の調査研究ごとに目指すべき成果、普及、活用について具体的な目標を設定し、経営層による適切なマネジメントのもと着実に実施すべき。
3. 研修の実施状況を踏まえた課題・改善点の整理、文部科学省が明示する役割を踏まえた研修体系を早急に策定すべき。また、実施することとする個々の研修について、地域、企業、行政など多様な場での活用等の成果をよりの確に評価できる指標への整理・見直し、達成すべき具体的な数値目標等を設定し、着実に実施すべき。
4. 本法人が保有する各施設について、①管理運営委託先(民間事業者)との役割分担を明確化、②地域や学校等による多目的な利用促進のための具体的な方針を策定し、稼働率など利用に関する具体的な目標値を設定し、民間事業者と連携・協力を図りつつ、経営層による適切なマネジメントのもと取組を推進すべき。

独立行政法人国立科学博物館

【法人概要】

所管	文部科学省	主管課	生涯学習政策局社会教育課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	明 10.1 文部省教育博物館 → 明 14.7 文部省東京教育博物館 → 明 22.7 高等師範学校附属東京博物館 → 大 3.6 文部省東京教育博物館 → 大 10.6 文部省東京博物館 → 昭 6.2 文部省東京科学博物館 → 昭 24.6 文部省国立科学博物館 → 平 13.1 文部科学省国立科学博物館 → 平 13.4 独立行政法人国立科学博物館				
組織体制	本部(上野本館:東京都台東区)、附属自然教育園(東京都港区)、筑波実験植物園(茨城県つくば市)				
役職員数	役員数: 館長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 125人 非常勤職員数: 124人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 博物館を設置すること。 ② 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。 ③ 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究を行うこと。等				



【意見のポイント】

1. 展示事業について、展示の種類ごとの目的等を踏まえバランスを考慮した中期的な開催方針を策定し、当該方針等に応じた戦略的な入場者数の数値目標を設定すべき。当該目標達成のため、①積極的な巡回展示、外部貸出等、②開館時間の弾力化、③外国人観光客へのPR方策等を戦略的に検討し、着実に実施すべき。
2. 調査研究について、実施する背景や必要性、調査研究内容を明確化すべき。また、個々の調査研究の性格等に応じて、目指すべき成果、普及、活用について具体的な目標等を設定し、適切なマネジメントのもと着実に実施すべき。
3. ナショナルコレクションの構築、貴重な標本・資料の適切な保管のため、登録標本数や収蔵スペースの確保を含めた収集・保管等の具体的な方針を早急に確立すべき。また、展示、貸出、スペースの確保等法人の事業全体のマネジメントの中で具体的な登録点数増加等の数値目標を設定し、着実に実施すべき。
4. 本法人の一層の機能強化のため、会員制度等の拡充など自己収入の一層の確保に向けた戦略的な方策を具体的に検討し、具体的な目標等を設定して法人経営の観点から着実に実施すべき。

国立研究開発法人物質・材料研究機構

【法人概要】

所管	文部科学省	主管課	研究振興局 参事官(ナノテクノロジー・物質・材料担当)	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	① 昭 31.7 科学技術庁金属材料技術研究所 → 平 13.1 文部科学省金属材料技術研究所 ② 昭 41.4 科学技術庁無機材質研究所 → 平 13.1 文部科学省無機材質研究所 統合①② → 平 13.4 独立行政法人物質・材料研究機構 → 平 27.4 国立研究開発法人物質・材料研究機構				
組織体制	千現地区(茨城県つくば市)、並木地区(茨城県つくば市)、桜地区(茨城県つくば市)、西播磨地区(兵庫県佐用郡佐用町)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤3)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 862 人 非常勤職員数: 643 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 ② ①に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ③ 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 ④ 物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。等				



【意見のポイント】

1. 本法人に求められる新物質・新材料の創製に向けたブレークスルーを目指す研究開発を一層推進するため、実施することとする個々の研究開発テーマの目指すべき成果について、政策と関連付けた具体的かつ明確な目標を設定すべき。また、必ずしも成果が上がっていない研究テーマについては、その原因分析の実施、法人内での資源の戦略的配分など、理事長の研究マネジメント機能を十分に発揮させるべき。
2. 若手研究者のキャリア開発の一層の推進、グローバル人材の養成等の観点から、人材養成の取組の成果等を的確に評価できるよう、研究機関や民間企業等への正規就業者数など、アウトカムと関連した目標を設定し、一層取組を推進すべき。
3. 特許の戦略的な取得・保持を通じて我が国全体の技術競争力の向上等を図るとともに、更なる自己収入の拡大の観点から、産業界とのハブ機能を強化し、本法人が保有する特許を産業界に対して実施許諾する取組を積極的に推進すべき。
4. 一般の機関では導入が難しい最先端の研究設備等のうち主なものについては、個々の研究設備等の共用実績を的確に評価するための定量的な目標を設定すべき。また、外部共用実績の乏しい研究設備等について、その原因分析、当該結果を踏まえた活用方策を検討・実施すべき。

国立研究開発法人防災科学技術研究所

【法人概要】

所管	文部科学省	主管課	研究開発局地震・防災研究課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 38.4 科学技術庁国立防災科学技術センター設立 → 平 2.6 科学技術庁防災科学技術研究所→平 13.1 文部科学省防災科学技術研究所 → 平 13.4 独立行政法人防災科学技術研究所（特定独立行政法人） → 平 18.4 独立行政法人防災科学技術研究所（非特定独立行政法人） → 平 27.4 国立研究開発法人防災科学技術研究所				
組織体制	本部（茨城県つくば市）、雪氷防災研究センター（新潟県長岡市）、同センター新庄雪氷環境実験所（山形県新庄市）、兵庫耐震工学研究センター（兵庫県三木市）				
役員員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（常勤1、非常勤1）（平 27.4.1 現在） 常勤職員数： 225 人 非常勤職員数： 80 人（平 27.4.1 現在）				
法人の目的	防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 ② ①に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ③ 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 等				



【意見のポイント】

1. 本法人が行うべき役割、他の研究機関との役割分担や研究成果の共有などの連携についての方針を策定し、個々の研究テーマについて、どのような工程で進捗させ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表し、その目指すべき成果について、政策と関連付けた目標を設定すべき。
2. 地震・津波観測監視システム移管後、それをういた災害の観測・予測技術の研究開発について、どのような内容について、どのような工程で進捗させ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すべき。また、移管により、これまでの研究開発の成果に比して観測精度を向上させるなど、得ることを目指す成果について具体的な指標及び目標を設定し、着実に実施すべき。
3. 先端的な実験施設については、法人経営の観点から、その共用実績を踏まえ、実績の乏しい先端的な実験施設については、原因分析を行うとともに、その分析結果を踏まえ、他の機関への積極的な働きかけなど、共用件数の一層の向上のための具体的な取組方針を策定し、次期中長期目標において、当該方針及びそれを踏まえた具体的な数値目標を設定し、取組を着実に実施すべき。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所

【法人概要】

所管	文部科学省	主管課	研究振興局研究振興戦略官付	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 32.7 科学技術庁放射線医学総合研究所 → 平 13.1 文部科学省放射線医学総合研究所 → 平 13.4 独立行政法人放射線医学総合研究所(特定独立行政法人) → 平 18.4 独立行政法人放射線医学総合研究所(非特定独立行政法人) → 平 27.4 国立研究開発法人放射線医学総合研究所				
組織体制	本部(千葉県千葉市)				
役員員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 459 人 非常勤職員数: 365 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。 ② ①に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ③ 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。等				



【意見のポイント】

1. 本法人が行う個々の研究テーマについて、いつまでに、どのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すべき。また、原子力機構の業務の一部と統合することによりこれまでの研究開発の成果に比して向上させることを目指す内容も含め、政策と関連付けた具体的な目標を設定し、着実に実施すべき。
2. 重粒子線がん治療については、既存の治療法との効果の比較優位性の実証など、実施すべき事項を体系的に整理し、いつまでにどのように進捗させるのか等について明確化し、着実に実施すべき。また、原子力機構の業務の一部と統合することによりこれまでの研究開発の成果に比して向上させることを目指し、装置の小型化に資する取組など、具体的な目標を設定し、着実に実施すべき。
3. 次期中長期目標期間開始当初から、全国各地に研究開発拠点を有する体制となることを踏まえ、研究開発業務に関する本法人としての方針の伝達、責任体制の明確化など、新体制のもとでのマネジメント及び内部統制の実施体制について早急に整備すべき。また、次期中長期目標においてそれらの随時の見直しを明記し、不断の見直しを行うべき。
4. 次期中長期目標期間に向けた研究実施体制について、文部科学省及び本法人の連携のもと早急に整備すべき。また、次期中長期目標において、研究開発の効果的かつ効率的な実施のための随時の組織体制の見直しを明記し、不断の見直しを行うべき。

独立行政法人国立美術館

【法人概要】

所管	文部科学省	主管課	文化庁文化部芸術文化課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	① 昭 27.12 国立近代美術館、② 昭 38.3 国立近代美術館の分館 → 昭 42.6 京都国立近代美術館、③ 昭 34. 6 国立西洋美術館、④ 昭 52.10 国立国際美術館 統合①～④ → 平 13.4 独立行政法人国立美術館 + (平 19. 1 国立新美術館設置)				
組織体制	本部(東京国立近代美術館:東京都千代田区)、京都国立近代美術館(京都府京都市)、国立西洋美術館(東京都台東区)、国立国際美術館(大阪府大阪市)、国立新美術館(東京都港区)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤3)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 102人 非常勤職員数: 132人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	美術館を設置して、美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 美術館を設置すること。 ② 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。 ③ ①の美術館を芸術その他の文化の振興を目的とする事業の利用に供すること。				



【意見のポイント】

1. 展示事業について、展示の目的を踏まえバランスを考慮した中期的な開催方針を策定し、施設ごとに、実施する展示内容等に応じた目標を設定すべき。当該目標達成のため、①所蔵作品の活用、②展示の説明資料(冊子・リーフレット)における記述の工夫、③開館時間の延長、④外国人観光客へのPR方策等を戦略的に検討し、実施すべき。
2. 調査研究について、実施する背景や必要性、調査研究内容を明確化すべき。また、目指すべき成果、普及、活用について具体的な成果指標を設定し、適切なマネジメントのもと着実に実施すべき。
3. ナショナルコレクションの構築、貴重な美術品等の適切な保管のため、中長期的な、施設ごとの具体的な方針について早急に確立すべき。また、展示、貸出、スペースの確保等法人の事業全体のマネジメントの中で具体的な収容能力の改善等に関する目標を設定し、実施すべき。
4. 本法人の一層の機能強化のため、会員制度等の拡充、民間企業による施設利用の拡大など自己収入の一層の確保に向けた具体的な方策を検討し、数値目標を設定して法人経営の観点から実施すべき。

独立行政法人国立文化財機構

【法人概要】					
所管	文部科学省	主管課	文化庁文化財部美術学芸課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	① 明 5.3 文部省博物館→昭 43.6 文化庁所管東京国立博物館→平 13.4 独立行政法人国立博物館 ② 昭 5.6 帝国美術院附属美術研究所→昭 43.6 文化庁所管東京国立文化財研究所→平 13.4 独立行政法人文化財研究所 統合①② → 平 19.4 独立行政法人国立文化財機構 + (平 23.10 アジア太平洋無形文化遺産研究センター設置)				
組織体制	本部(東京国立博物館:東京都台東区)、京都国立博物館(京都府京都市東山区)、奈良国立博物館(奈良県奈良市)、九州国立博物館(福岡県太宰府市)、東京文化財研究所(東京都台東区)、奈良文化財研究所(奈良県奈良市)、アジア太平洋無形文化遺産研究センター(大阪府堺市)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤2、非常勤1)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 329人 非常勤職員数: 367人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	博物館を設置して、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 博物館を設置すること。 ② 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。 ③ 文化財に関する調査及び研究を行うこと。等				



【意見のポイント】

1. 展示事業について、文化財の魅力が国民に伝わるよう、展示の目的を踏まえバランスを考慮した中期的な開催方針を策定し、施設ごとに、実施する展示内容に応じた戦略的な目標を設定すべき。当該目標達成のため①所蔵文化財の活用、②外国人観光客を呼び込むためのPR方策、③開館時間の延長、④ミュージアムショップの活性化などについて戦略的に検討し、着実に実施すべき。
2. 文化財の保存修復等に関する研修について、長期的なビジョンで専門的知見・経験を有する日本の文化財保護における中核的な人材の育成の観点から、地方自治体・公私立の美術館・博物館との連携方策、研修内容等について研修体系を策定すべき。また、実施する研修等の活用状況を把握する仕組みを設けるとともに、研修の成果についてアウトカム目標を設定すること。
3. ナショナルコレクションの構築、貴重な文化財の適切な保管のため、中長期的な、施設ごとの文化財保存のための具体的な方針を早急に確立すべき。また、展示、貸出、スペースの確保等法人の事業全体のマネジメントの中で具体的な収容能力の改善に関する目標を設定し、着実に実施すべき。
4. 本法人の一層の機能強化のため、会員制度等の拡充、民間企業による施設利用の拡大など自己収入の一層の増加に向けた具体的な方策を検討し、数値目標を設定して法人経営の観点から着実に実施すべき。

独立行政法人教員研修センター

【法人概要】

所管	文部科学省	主管課	初等中等教育局教職員課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	国(文部省(平 13.1 文部科学省))が行ってきた教職員に対する研修等に関する業務を独立行政法人教員研修センターに移管。 → 平 13.4 独立行政法人教員研修センター				
組織体制	本部(茨城県つくば市)、東京事務所(東京都千代田区)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 38人 非常勤職員数: 16人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。 ② 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。 ③ ①②の業務に附随する業務を行うこと。				



【意見のポイント】

1. 研修の実施状況を踏まえた課題・改善点の整理、国の政策・施策に即応して求められるニーズの把握とともに、早急に、今後実施すべき研修体系を策定すべき。また、実施することとする研修等について、目的に照らした成果をよりの確に評価できる指標への整理・見直し、達成すべき具体的な数値目標を設定し、着実に実施すべき。
2. アクティブ・ラーニングに係る研修プログラムモデルの構築について、いつまでに成果を出し、どのように活用するかについて、早急に、具体的な工程を策定すべき。当該プログラムモデルの活用実績の指標など具体的な目標値を設定し、着実に実施すべき。
3. 法人の一層の機能強化の観点から、①大学や都道府県等との連携、②都道府県等と大学との間の橋渡し、③ICTを活用したダイレクトアプローチなど、取組内容、達成水準・時期、成果(アウトカム)について具体的な目標として設定し、着実に実施すべき。
4. 教員研修のナショナルセンターとして、教員研修に関する専門的知見を有する職員の育成について、具体的な方法、数値目標等を設定し、法人全体のマネジメントの中で着実に実施すべき。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

【法人概要】

所管	厚生労働省	主管課	労働基準局安全衛生部計画課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	① 昭 17.1 厚生省産業安全研究所 → 平 13.4 独立行政法人産業安全研究所 ② 昭 24.5 労働省労働基準局労働衛生課分室(けい肺試験室) → 平 13.4 独立行政法人産業医学総合研究所 統合①② → 平 18.4 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 → 平 28.4 独立行政法人労働者健康福祉機構と統合予定				
組織体制	本部(東京都清瀬市)、登戸地区(神奈川県川崎市)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 98人 非常勤職員数: 19人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。				
業務の範囲	① 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。 ② ①の業務に附帯する業務を行うこと。等				



【意見のポイント】

1. 本法人が行う調査研究が、他の機関が実施する労働安全衛生に関する研究と、その目的や内容においてどのように異なるのか、また、それら他の機関とどのように役割分担又は研究成果の共有を行うのかなどについて、厚生労働省及び本法人が密接に連携し、明確化すべき。また、個々の調査研究テーマについて、いつまでに、どのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表し、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定すべき。
2. 調査研究により得られた成果の普及・活用に関する目標について、作業安全に資する手法の作業現場への導入実績などアウトカムと関連した指標を検討するとともに、これまでの実績等を踏まえ、具体的な目標値を設定し、着実に推進すべき。
3. 平成 28 年 4 月に労働者健康福祉機構と統合され、次期中期目標期間の初年度から新法人において調査研究業務を実施するに当たり、
 - ① 次期中期目標期間において実施することとする5分野の研究課題について、どのような工程で進捗させ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すべき。
 - ② 労働災害防止の観点から行う研究と、臨床研究とが結びつくことを生かし、これまでの研究の成果に比して、何を、どの程度向上させるのかについて明確化した上で、得ることを目指す成果について具体的な指標及び目標を設定し、着実に実施すべき。

国立大学法人・大学共同利用機関法人

【法人概要】

所管	文部科学省	主管課	高等教育局国立大学法人支援課	中期目標期間	平 22.4.1～28.3.31(6年)
沿革	国立大学、大学共同利用機関 → H16.4 法人化				
法人数	国立大学法人： 86 法人、大学共同利用機関法人： 4 法人				
役職員数	役員数： 学長・機構長(90)、理事(常勤 367、非常勤 40)、監事(常勤 46、非常勤 134) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 141,536 人 非常勤職員数： 120,823 人 (平 27 年度) (※役員数については文部科学省調べ、職員数については各法人が公表している平成 26 年度附属明細書における役員及び教職員の給与の明細より文部科学省にて集計)				
法人の目的	国立大学及び大学共同利用機関を設置すること。				
業務の範囲	大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る。				



【意見のポイント】

- 平成 26 年度に実施された大学のガバナンス体制確立のための学校教育法及び国立大学法人法改正、各国立大学法人等の内部規則の総点検・見直しを踏まえ、学長等が強いリーダーシップを発揮し、ガバナンス体制の強化に取り組むべき。また、法令等遵守の徹底とともに、個人情報等の厳重な管理を含むコンプライアンスの一層の充実・強化、法人の監事監査・会計監査機能強化など、法人の実情に応じ、適切なガバナンス体制の構築に関する具体的な方策を明らかにすべき。
- 国立大学法人等が目指す機能強化の方向性(地域のニーズに応える人材育成・研究の推進、分野ごとの優れた教育研究拠点やネットワーク形成の推進、世界トップ大学と伍して卓越した教育研究の推進等)に応じ、法人運営上のマネジメントの仕組みの構築について、各法人の特性や状況に応じ、具体的な内容、工程等を可能な限り明らかにすべき。また、研究開発における競争力をより一層高める観点から、優秀な人材の確保、産学連携等の強化、寄附金等外部資金の獲得・活用等のための取組による経営基盤強化の戦略的な実施について、各法人の特性や状況に応じ、具体的な取組方策を可能な限り明らかにすべき。
- 産学における共同研究を一層推進するとともに、国立大学法人等に共通する事務処理の一元化・共同化などによる業務改革を一層推進すべき。

平成26年度における独立行政法人の業務の実績及び平成26年度に
中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における
業務の実績に関する評価の結果についての点検結果（案）

平成27年11月17日

独立行政法人評価制度委員会

平成26年6月に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）が成立し、これを受け総務大臣は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（以下「目標策定指針」という。）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（以下「評価指針」という。）を平成26年9月に決定した。

評価指針では、独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）を含む。以下同じ。）の業務の実績に対する主務大臣の評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行い、「B」を標準とすることとされている。

独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、平成26年度の業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）及び平成26年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）が、評価指針に基づく初めての評価となることを踏まえ、①各主務大臣が付した評定の全体的な「評定の状況」を確認するとともに、②特に、「A」評定以上となっている項目について、独立行政法人の自己評価に基づき主務大臣が付した評定の根拠、理由等を点検した。

その結果、評価手法や評定の根拠、理由等のより一層の明確化が必要な事例が見られた。もとより、委員会としては、業務実績を的確に反映した評価が実施され、主務大臣において十分な根拠を示した上で「所期の目標を上回る成果」と判断する場合等に「A」評定以上の評価を付すことを否定するものではないが、このような事例が来年度以降も改善されなければ、その内容等に応じて、委員会として独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第12条の2第1項第6号に示す「著しく適正を欠くと認める評価の実施」であるとの判断に至ることも想定されること、また、年度評価及び中期目標期間評価の評定は、独立行政法人の退職役員の業績勘案率の算定にも用いられることから、委員会は、新たな独立行政法人制度の初年度にあたる今年度の評価結果について、評価制度やその運用の改善、

適正化を推進する責務を果たす観点から、評価手法や評定の根拠、理由等のより一層の明確化の必要があるとした事例を公表し、来年度以降の適切な評価に資すべきとの判断に至った。

1. 評定の状況

年度評価（99法人）及び中期目標期間評価（12法人）における評定の状況は以下のとおりである。

（1）評定の全体的傾向

年度評価及び中期目標期間評価の評定は表1-1のとおりである。

年度評価における「A」評定以上の割合は20.9%であり、評価指針の適用前である平成25年度の割合が93.5%（注1）であることを踏まえると、「B」を標準とするとの考え方を反映している状況となっている。

一方、中期目標期間評価の対象は12法人であり、その内訳は経済産業省2法人、厚生労働省9法人、文部科学省1法人である。対象となる12法人の「A」評定以上の割合は50.9%となっている。

表1-1 評定の全体的傾向

区分	評定項目					評定項目合計	A以上の割合	(参考) 25年度
	S	A	B	C	D			
年度評価 (99)	38	354	1,446	33	5	1,876	20.9%	93.5%
中期目標期間評価 (12)	14	68	76	3	0	161	50.9%	—

（注1）平成25年度以前の府省評価委員会における評語及び評語の定義等は、評価指針に基づく定義とは異なるため単純に比較できない。当該データは、両年度における上位1位及び2位の評定が全評定に占める割合を比較したものである。

（注2）「区分」欄の括弧内は対象法人数を表す。

（2）府省別の傾向

府省別の評定は表1-2のとおりである。

年度評価の「A」評定以上の割合は、経済産業省、厚生労働省及び外務省が比較的高い状況となっている（56.1%～47.6%）。

中期目標期間評価の「A」評定以上の割合は、経済産業省及び厚生労働省が比較的高い状況となっている。

表1-2 府省別の傾向

① 年度評価

府省名	評定項目					評定項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
内閣府 (2)	1	4	27	0	0	32	15.6%
消費者庁 (1)	0	4	79	0	0	83	4.8%
総務省 (3)	2	20	54	2	0	78	28.2%
外務省 (2)	1	19	22	0	0	42	47.6%
財務省 (3)	0	6	53	1	0	60	10.0%
文部科学省 (24)	14	69	449	5	5	542	15.3%
厚生労働省 (19)	17	116	143	2	0	278	47.8%
農林水産省 (13)	0	18	223	18	0	259	6.9%
経済産業省 (10)	1	31	25	0	0	57	56.1%
国土交通省 (19)	2	60	311	5	0	378	16.4%
環境省 (2)	0	7	41	0	0	48	14.6%
防衛省 (1)	0	0	19	0	0	19	0.0%
合計	38	354	1,446	33	5	1,876	20.9%

(注) 「府省名」欄の括弧内は対象法人数を表す。

② 中期目標期間評価

府省名	評定項目					評定項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
文部科学省 (1)	1	3	4	3	0	11	36.4%
厚生労働省 (9)	12	58	68	0	0	138	50.7%
経済産業省 (2)	1	7	4	0	0	12	66.7%
合計	14	68	76	3	0	161	50.9%

(注) 「府省名」欄の括弧内は対象法人数を表す。

(3) 法人類型別の傾向

法人類型別（中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人）の評定は、表1-3のとおりである。

年度評価における国立研究開発法人の「A」評定以上の割合が比較的高い状況となっている。

中期目標期間評価では、法人類型に関わらず「A」評定以上の割合が高い状況となっている。

表1-3 法人類型別の傾向

① 年度評価

法人類型	評定項目					評定項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
中期目標管理法人 (61)	7	188	894	13	5	1,107	17.6%
国立研究開発法人 (31)	30	145	425	16	0	616	28.4%
行政執行法人 (7)	1	21	127	4	0	153	14.4%
合計	38	354	1,446	33	5	1,876	20.9%

(注) 「法人類型」欄の括弧内は対象法人数を表す。

② 中期目標期間評価

法人類型	評定項目					評定項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
中期目標管理法人 (2)	1	10	8	0	0	19	57.9%
国立研究開発法人 (10)	13	58	68	3	0	142	50.0%
合計	14	68	76	3	0	161	50.9%

(注) 「法人類型」欄の括弧内は対象法人数を表す。

(4) 業務別の傾向

業務別（「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項・研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」）の評定は、表1-4のとおりである。

年度評価における「サービスの質の向上・研究開発の成果の最大化」の「A」評定以上の割合が高い状況となっている。

中期目標期間評価でも、「サービスの質の向上・研究開発の成果の最大化」の「A」評定以上の割合が高い状況となっている。

表1-4 業務別の傾向

① 年度評価

業務類型	評定項目					評定項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
サービスの質の向上・研究開発成果の最大化	38	302	726	9	1	1,076	31.6%
サービスの質の向上 (中期目標管理法人)	7	153	476	4	1	641	25.0%
サービスの質の向上 (行政執行法人)	1	15	64	1	0	81	19.8%
研究開発成果の最大化 (国立研究開発法人)	30	134	186	4	0	354	46.3%
業務運営の効率化	0	27	362	8	3	400	6.8%
財務内容の改善	0	15	167	7	0	189	7.9%
その他業務運営	0	10	191	9	1	211	4.7%
合計	38	354	1,446	33	5	1,876	20.9%

② 中期目標期間評価

業務類型	評定項目					評定項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
サービスの質の向上・研究開発成果の最大化	14	62	28	2	0	106	71.7%
サービスの質の向上 (中期目標管理法人)	1	9	2	0	0	12	83.3%
研究開発成果の最大化 (国立研究開発法人)	13	53	26	2	0	94	70.2%
業務運営の効率化	0	4	27	1	0	32	12.5%
財務内容の改善	0	1	12	0	0	13	7.7%

その他業務運営	0	1	9	0	0	10	10.0%
合計	14	68	76	3	0	161	50.9%

2. 評価手法や評定の根拠、理由等のより一層の明確化の必要がある事例

点検の結果、以下の（１）から（４）に示すとおり、評価手法や評定の根拠、理由等のより一層の明確化が必要と考えられる事例が見られた。主務大臣においては、目標等の見直しを含めた次回評価プロセスに当たって、目標策定指針、評価指針及び本点検結果に十分留意願いたい。

（１）定性的業務実績等に基づき「A」評定以上としている根拠、理由等の明確化

評価指針においては、主務大臣による評定は、原則として、S、A、B、C、Dの5段階の標語を付すことにより行い、「B」を標準とすることとされている。また、評定を付す際には、「なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述すること（中期目標管理法及び行政執行法人）又は「その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述すること（国立研究開発法人）が求められている。

しかしながら、主務大臣による評定の中には、以下の表2-1に示すとおり、①評価書において定量的目標や基準となる実績値の設定等に関する考え方が必ずしも十分分かりやすく記述されていないにもかかわらず、「所期の目標」等を量的に上回る成果を上げているとして「A」評定以上の評定を付しているが、その根拠を合理的かつ明確に記述していない事例（中期目標管理法）、②定量的な水準・観点について十分考慮した目標が設定されておらず、アウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定した適切な評価軸も設定されていないにもかかわらず、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるとして「A」評定以上の評定を付しているが、その評定に至った根拠、理由等が分かりやすく記述されていない事例（国立研究開発法人）がみられた。

表2-1

府省名	法人名	項目名	種別	自己評価	大臣評価
外務省	国際協力機構	貧困削減（MDGs達成への貢献）	年度	A	A
外務省	国際協力機構	持続的経済成長	年度	A	A
外務省	国際協力機構	平和の構築	年度	A	A
外務省	国際協力機構	国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	年度	S	A
外務省	国際協力機構	「国際的展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的	年度	S	A

府省名	法人名	項目名	種別	自己評価	大臣評価
		実施			
外務省	国際協力機構	NGO、民間企業等の多様な関係者との連携	年度	A	A
外務省	国際協力機構	広報	年度	A	A
外務省	国際協力機構	技術協力、有償資金協力、無償資金協力	年度	A	A
外務省	国際協力機構	災害援助等協力	年度	A	A
外務省	国際協力機構	事業評価	年度	A	A
外務省	国際協力機構	地球規模課題への対応	年度	S	S
外務省	国際交流基金	地域・国別事業方針による事業の実施	年度	A	A
外務省	国際交流基金	文化芸術交流事業の推進及び支援	年度	A	A
外務省	国際交流基金	海外日本語教育、学習の推進及び支援	年度	A	A
外務省	国際交流基金	「アジア文化交流強化事業」の実施	年度	S	A
外務省	国際交流基金	東日本大震災からの復興に資する事業の実施	年度	A	A
文部科学省	理化学研究所	独創的研究提案制度	年度	A	A
文部科学省	日本芸術文化振興会	伝統芸能の公開一文楽	年度	A	A
文部科学省	日本芸術文化振興会	現代舞踊	年度	A	A
厚生労働省	医薬基盤研究所	希少疾病用医薬品等開発振興事業	年度 中期	S	A
厚生労働省	医薬基盤研究所	外部との交流と共同研究の推進、研究基盤・研究環境の整備と研究者の育成	年度 中期	A	A
厚生労働省	労働政策研究・研修機構	労働政策研究の実施体制、厚労省との連携等	年度	A	A
厚生労働省	国立循環器病研究センター	財務内容の改善に関する事項	年度 中期	S	A
厚生労働省	国立循環器病研究センター	その他業務運営に関する重要事項	年度 中期	S	A
農林水産省	水産総合研究センター	行政との連携	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	事業の効率化	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	経費支出の抑制	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	基金協会等の事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務）	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	基金協会等の事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務）	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	林業信用保証業務について部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務）	年度	A	A
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	新世代水田輪作の基盤的技術と低コスト生産システムの構築	年度	B	A
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	技術開発マネジメント機能強化	年度	S	A
経済産業省	産業技術総合研究所	研究開発マネジメント	年度 中期	A	A
経済産業省	産業技術総合研究所	地質の調査	年度 中期	A	A
経済産業省	製品評価技術基盤機構	適合性認定	年度	A	A
経済産業省	製品評価技術基盤機構	マネジメント	年度	S	A
経済産業省	中小企業基盤整備機構	財務内容の改善	年度	A	A
環境省	環境再生保全機構	助成事業	年度	A	A
環境省	環境再生保全機構	助成事業に係る事項	年度	S	A
環境省	環境再生保全機構	認定・支給等の迅速かつ適正な実施	年度	A	A
環境省	環境再生保全機構	職員の人事に関する計画	年度	A	A

府省名	法人名	項目名	種別	自己評価	大臣評価
環境省	国立環境研究所	課題対応型のプログラム	年度	A	A
環境省	国立環境研究所	災害と環境に関する研究	年度	A	A

(2) 複数の数値目標等を用い「A」評価以上とする場合の根拠、理由等の明確化

評価指針においては、中期目標管理法人及び行政執行法人において「A」評価を付すには、定量的指標において対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上となることが求められている。

しかしながら、主務大臣による評価の中には、以下の表2-2に示すとおり、複数の定量的目標や基準となる実績値が設定されている評価項目において、①ほとんどの定量的目標等について120%未満の達成度となっており、質的な面も十分説明されていないにもかかわらず「A」評価以上の評価を付している事例、②一部の定量的目標等が120%以上の達成度となっていることをもって項目全体を「A」評価以上の評価としているが、それらの重要度、優先度及び難易度があらかじめ設定されていないことから、当該評価に至った根拠が合理的に記述されていない事例がみられた。

表2-2

府省名	法人名	項目名	種別	自己評価	大臣評価
外務省	国際協力機構	市民参加協力	年度	A	A
外務省	国際協力機構	開発人材の育成（人材の養成及び確保）	年度	A	A
外務省	国際交流基金	海外日本語教育、学習の推進及び支援	年度	A	A
経済産業省	日本貿易振興機構	アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等	年度	A	A
経済産業省	日本貿易振興機構	効率化目標の設定及び給与水準の適正化等	年度	A	A
経済産業省	日本貿易振興機構	中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援	年度	S	S
経済産業省	中小企業基盤整備機構	創業・新産業展開の促進	年度	A	A
経済産業省	中小企業基盤整備機構	経営基盤の強化	年度	A	A
環境省	環境再生保全機構	助成事業に係る事項	年度	S	A
環境省	環境再生保全機構	職員の人事に関する計画	年度	A	A

(3) 主務大臣が評価を引上げる場合の根拠、理由等の明確化

評価指針においては、主務大臣は、法人の自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行うこととされており、主務大臣における評価は法人の自己評価が前提となっている。

また、評価指針においては、主務大臣による評価は、「目標で設定された難易度の

高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する」とされ、その場合には、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面から具体的かつ明確に記述することとされている。

しかしながら、主務大臣による評定の中には、以下の表2-3に示すとおり、①法人の自己評価において「B」評定としていたものを、業務実績が前年度実績を大幅に上回ったことのみをもって、主務大臣の評価において「A」評定に引き上げている事例、②目標において「難易度」の設定がない中で、主務大臣の評価において「難易度が高い」として評定を一段階引き上げ「A」評定以上の評定としているが、引き上げるにふさわしいとした根拠、理由について量的及び質的の両面から具体的かつ明確に記述されているとは言い難い事例がみられた。

表2-3

府省名	法人名	項目名	種別	自己評価	大臣評価
外務省	国際協力機構	組織運営の機動性向上	年度	B	A
外務省	国際協力機構	人事に関する計画	年度	B	A
文部科学省	防災科学技術研究所	研究組織及び事業の機動的な見直し、外部からの研究評価の充実	年度	B	A
文部科学省	日本学術振興会	世界レベルの多様な知の創造	年度	S	S
文部科学省	宇宙航空研究開発機構	宇宙科学・宇宙探査プログラム	年度	B	A
厚生労働省	国立病院機構	教育研修事業	年度	A	A
厚生労働省	国立病院機構	医療の提供	年度	A	A
厚生労働省	国立病院機構	臨床研究事業	年度	A	A
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	生物系特定産業に関する基礎的研究の推進	年度	B	A
経済産業省	日本貿易振興機構	効率化目標の設定及び給与水準の適正化等	中期	B	A

(4) 目標水準についての検証等

目標策定指針においては、①目標水準について、国の政策目的を実現するために必要な水準を定める必要があり、実現可能性を過度に考慮した安易なものにしてはならない、②法人の業務の実績、諸外国の事例、他法人の取組等を勘案し、法人の努力を促すことが期待されるような水準とするとともに、当該水準を定めるに至った考え方についても具体的かつ明確に記載することとされ、評価指針においては、評価に当たっては、目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載することとされている。

しかしながら、主務大臣による評定の中には、以下の表2-4に示すとおり、①中

期目標期間中のほぼ毎年度 120%以上の達成度となっており、目標水準についての検証等が必要と考えられる事例、②前中期目標期間における業務実績を大幅に下回る目標を設定しており、当該目標に基づき「A」評定以上の評定を付しているなど、目標の水準そのものが、実績及び達成すべき水準を踏まえたものとなっていない事例がみられた。

表 2-4

府省名	法人名	項目名	種別	自己評価	大臣評価
外務省	国際協力機構	市民参加協力	年度	A	A
外務省	国際交流基金	文化芸術交流事業の推進及び支援	年度	A	A
外務省	国際交流基金	海外日本語教育、学習の推進及び支援	年度	A	A
外務省	国際交流基金	東日本大震災からの復興に資する事業の実施	年度	A	A
文部科学省	物質・材料研究機構	公募型研究への提案・応募等	年度	A	A
厚生労働省	医薬基盤研究所	社会的ニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた戦略的事業展開、研究成果の普及及びその促進	年度 中期	S	A
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	講演会等の開催、開かれた研究所への対応	年度 中期	A	A
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	年度 中期	S	A
厚生労働省	労働政策研究・研修機構	国内労働事情、各種統計データの収集・整理	年度	A	A
厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	年度 中期	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	事業の効率化	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	経費支出の抑制	年度	A	A
経済産業省	日本貿易振興機構	アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等	年度	A	A
経済産業省	日本貿易振興機構	中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援	年度	S	S
経済産業省	経済産業研究所	調査及び研究業務	年度	A	A
経済産業省	経済産業研究所	政策提言・普及業務等	年度	A	A

3. 会計検査院等の指摘事項への取組状況等を踏まえた評価

評価指針においては、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項への取組状況についても評価を行うこととされている。

平成 26 年度決算検査報告（平成 27 年 11 月）で指摘を受けた事項のうち、検査日程の関係から今年度の評価プロセスにおいて評定に反映できなかった事項については、「契約の適正化」や「内部統制の充実」等関係する事項において指摘事実を記載の上、評定に適切に反映願いたい。

また、主務大臣の下での PDCA サイクルを十分に機能させ、指摘事実を業務の改善や適正化に確実に役立てる観点から、指摘事実を踏まえ実施した取組状況についても、併せて評価を実施願いたい。

4. 評価結果を活用した法人のインセンティブを高める取組

主務大臣は、評価指針に基づき、評価結果を、評語及び記述による評定に応じて、①現行の中期目標等の見直し、②事業の改廃を含む事務及び事業の見直し、③新中期目標の策定、国の政策評価、政策等への反映、④運営費交付金の算定を含む予算要求等への適切な反映のほか、⑤特に、「S」評定を付した場合は、予算要求において法人の業務経費に重点的に配分する等、法人のインセンティブを高める取組に努力願いたい。

さらに、主務大臣においては、上記取組のほか、「S」や「A」など高い評定が付された業務を担当する部署の表彰や当該業務担当者の人事評価への適切な反映、管理部門の業務改善に関する取組への適切な評価など、法人、部署及び役職員の業務実績評価に関するインセンティブを高める取組を積極的に推進願いたい。

5. 主務大臣の評価結果リンク集（参考）

【内閣府】

<http://www8.cao.go.jp/hyouka/doppou/hyouka.html>

【消費者庁】

<http://www.caa.go.jp/region/index14.html>

【総務省】

http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/dokuritsu_hyouka.html

【外務省】

<独立行政法人国際交流基金>

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/pe_ar/page24_000482.html

<独立行政法人国際協力機構>

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/pe_ar/page24_000483.html

【財務省】

http://www.mof.go.jp/about_mof/agency/doppo/index.htm

【文部科学省】

<中期目標管理法>

http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/1361257.htm

<国立研究開発法人>

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokurituken/houkoku/1362056.htm

【厚生労働省】

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/seisaku-hyouka.html>

【農林水産省】

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/hyoka/dokuho/dokuho.html>

【経済産業省】

http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_14.html

【国土交通省】

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000045.html

【環境省】

<https://www.env.go.jp/info/hojin/>

【防衛省】

<http://www.mod.go.jp/j/profile/houjin/hyoka/>

独立行政法人の業務及び組織の見直しについての意見等の
取りまとめに当たっての談話（案）

平成27年11月17日
独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫

（今回の意見等の意義）

1. 独立行政法人制度については、平成26年6月に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）が成立し、本年4月1日より新制度に移行しました。

新制度では、主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させるため、総務大臣が策定した指針に基づき、各法人の目標策定から評価まで、主務大臣が一貫して責任を持つとともに、当委員会が政府唯一の第三者機関として、主務大臣の目標策定等をチェックすることとされております。

当委員会は、本年4月1日の発足後、独立行政法人の目標期間終了時の業務及び組織の見直し及び業務実績に関する評価結果について、精力的に調査審議及び検討を重ね、本日、新制度施行後初めての意見等を取りまとめました。

（中期目標期間終了時の業務及び組織の見直しに当たっての当委員会からの提言）

2. 独立行政法人の業務及び組織の見直しに関しては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の既往の改革方針の着実な実施を図り、主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させる観点から、

- ① 統合法人について、統合効果を最大限発揮するため、類似する事業部門の統合・再編、一体的なマネジメント体制の構築など、業務実施体制を見直すこと、
- ② 国の政策の実施機能の最大化を図るため、国の政策における位置づけ、法人のミッション、達成すべきアウトカムを、主務大臣の定める目標に明確化すること、
- ③ 当該目標の下、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な組織・財務運営を行うため、内部統制システムの整備、情報セキュリティ対策の強化、財務マネジメントの充実などの措置を講じること

などの意見を、いわば、業務及び組織の見直しに当たっての当委員会からの具体的な提言として、各主務大臣に通知しております。

当委員会としては、各主務大臣が、研究開発業務を行う法人や国民向けサービスを行う法人など、類型や業務内容の特性に応じて、それぞれの法人の政策実施機能が最大化されるようこの意見の趣旨を最大限活かして見直しを進め、次期目標の策

定に取り組むことを期待するとともに、その取組は次期目標の策定の審議の際に重点的にチェックしてまいる所存であります。

(26年度の業務実績に関する評価結果についての点検結果)

3. また、主務大臣が新制度の下で初めて行った業務実績に関する評価結果について点検したところ、全体的には、評定は「B」を標準とするとの評価指針の考え方を反映した状況となっている一方で、評価手法や評価の根拠、理由等をより一層の明確化する必要があると思われる事例が見受けられました。

各主務大臣においては、評価を大臣の責任の下で実施し、PDCAサイクルを発揮させるという制度改革の趣旨が全うされるよう、当委員会の点検指摘を踏まえ、次年度以降は指針に基づき適正な評価が行われることを期待し、当委員会としてもこのような取組の状況については引き続きフォローしてまいります。

(今後に向けた取組)

4. 以上の取組に加え、独立行政法人が真に成果を挙げていくためには、現場で働く職員の士気や意欲を高めていくことも重要であり、法人の組織運営・業務遂行上の創意工夫や改善提案のインセンティブを涵養することが不可欠であると考えます。また、業務の改善や成果の最大化に向けた取組は法人単独で進めていくのではなく、他法人の先進的な取組を学ぶことが効果的であると考えます。当委員会としても、法人のインセンティブを高め、法人間で好事例の横展開を図るための環境整備などにも、今後取り組んでまいりたいと思います。

(おわりに)

5. 独立行政法人は、国の政策の実施機関として、その時々々の国の重要政策課題や社会経済情勢の変化を踏まえた業務については、できるだけ早期に成果を出すことが求められます。一方、研究開発法人における基礎的研究や、国際競争力強化に資する生産コスト削減に関する研究など、継続性が重視され、その成果発現に比較的長期間を要する業務も行っています。いずれの法人の業務も、国の政策上の目的を達成するために行う重要な業務であることには変わりはないものであり、当委員会としても、こうした法人の有する政策実施機能が十全に発揮されるよう、引き続き精力的な調査審議を進めてまいりますので、関係機関の御協力を賜りますようお願い申し上げます。